

2024年3月7日

声 明

伊方原発をとめる弁護団

伊方原発をとめる会

1. 本日、大分地方裁判所(武智舞子,森朋美,山西健太裁判官)は、伊方原発3号炉について、運転差止を求めた原告らの請求を棄却する判決をした(以下「本判決」という)。

本判決の理由は、

①被告において新規制基準及び原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことの主張、立証を尽くさない場合には、新規制基準又は上記判断に不合理な点があり、当該原子炉施設が安全性を欠いていることが事実上推認される。

②新規制基準は常に三次元物理探査を実施することを要求しているものではなく、被告は各種調査結果から、本件発電所敷地の地盤が地震動の顕著な増幅をもたらすものではない非常に堅硬な岩盤であると把握し、本件発電所敷地の地下構造を評価していることに不合理な点は認められない。

③地質境界としての中央構造線が活断層ではなく、佐田岬半島北岸部に活断層は存在しないと評価していることは合理的なものである。

④令和元年火山ガイドの合理性が認められ、被告が草千里ヶ浜噴火を想定して火山事象の評価をしたことに不合理な点はない。

というものである。

2. しかし、この判決は、伊方原発3号炉の危険性に目を瞑り、原告となった住民らの基本的人権の侵害を容認するものであり、到底認められるものではない。裁判所は、本来の使命である基本的人権擁護の責務を放棄したといわざるを得ない。
3. 本年1月1日に発生した能登半島地震によって能登半島付近は壊滅的被害を受けた。震央となった珠洲市に建設されようとしていた原発が立地しておらず、志賀原発が長期間運転停止中であったことから、深刻な原発事故に至らなかった。

たことに安堵したことを忘れてはならない。

4. 原告らの控訴によって、福岡高等裁判所において、逆転勝訴判決を勝ち取ることを心から期待している。
5. 松山地方裁判所では、1500名近い原告らが、伊方3号炉の運転差止を求めて本訴を提起し、本年6月18日に結審の予定である。

本訴への影響を考慮し、若干のコメントをすると、次のとおりである。

本判決の理由①は、伊方1号炉についての最高裁判決を踏まえた一般的な理解であり、本訴に悪影響を及ぼすものではない。

本判決の理由②は、敷地での三次元物理探査の必要性を否定している点において正当ではないが、本訴では主として中央構造線の位置や傾斜角との関係で三次元物理探査の必要性を主張しており、本判決はこれを否定したものではない。

本判決の理由③は、地質境界としての中央構造線が活断層であるとの主張に対する判断であり、本訴における原告らの中央構造線活断層帯についての主張とは異なっており、これまた本訴における原告らの主張を否定したものではない。

本判決の理由④は、本訴における原告らの主張と同じ主張に対する判断ではあるが、大分地裁では火山の専門家の証人尋問は行っていないのに対し、本訴では2名の火山学者の証人尋問を行っており、本訴において同じ判断が示されるとは考えられない。

また、本訴では既に7名の原告ら申請の専門家証人の証人尋問を行っていること、ならびに、本訴では能登半島地震で現実のものとなった逆断層の上盤効果についての主張立証を重ねていることも付記しておく。能登半島地震はマグニチュード7.6であったが、中央構造線の地震ではマグニチュード8.0が想定されており、逆断層の上盤に位置する伊方原発3号炉は、破局的な大事故を免れないのである。

6. 私達は、本判決に関わらず、松山地方裁判所において、伊方原発3号炉の運転差止の判決を勝ち取るべく、引き続き、最大限の訴訟活動を行うことを改めて誓うものである。

以上